

刑弁でGO!

第55回

保証書を利用した保釈の獲得事例

刑事弁護委員会委員 氏家 宏海 (61 期)

1 はじめに

2013年7月1日に運用を開始した全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」という）を事業主体とする保釈保証書発行事業を利用したので、その経験を報告する。

2 事案の概要

本件は、即決裁判手続の申立てがなされた覚せい剤取締法違反の事案であった。

当職は捜査段階から国選弁護人に選任されており、依頼人は覚せい剤取締法違反で初めて逮捕・勾留された事件であるため、即決裁判や起訴後の保釈も見込まれた。そこで、捜査段階から依頼人やその家族と打合せを行い、依頼人もその家族も保釈を求めたものの、保釈金の相場と思われる200万円の準備は不可能と思われた。

そこで、保釈保証書発行事業の利用について検討した。

保釈保証書発行事業を利用する場合には保釈金の2%の保証料と10%の自己負担金が必要になる。仮に保釈保証金額を200万円とすると、2%の保証料として4万円と10%の自己負担金として20万円が必要になる。そこで、この金額について依頼人の家族に問い合わせると、24万円程度であれば準備ができるとのことであったので、当職は保釈保証書発行事業を利用することとした。

3 手続の概要

(1) 事前申込み

まず、当職は、全弁協のホームページ (<http://www.zenbenkyo.or.jp/service/hosyakuhosyou.html>) からダウンロードした「保釈保証書発行事前申込書」を依

頼人の家族に交付し、そこに必要事項を記入してもらった上で、それを事前申込みに必要な書類（住民票や収入・資産に関する資料）とともに返送してもらった。

そして、依頼人の家族から届いた書類にさらに弁護士が必要事項を書き込み、それらを東京都弁護士協同組合（以下「東弁協」という）に提出した。なお、申込書類の提出についてはFaxの利用は認められていないため、持参又は郵送する必要がある。

事前申込みをした当日、東弁協から記載内容について確認の電話が入ったため、翌日、当職が保釈保証委託者となる依頼人の家族に確認をとった上で、その内容を回答したところ、その日のうちに東弁協から事前審査で承認された旨のメールが届いた。

(2) 保釈請求

準備も整い、当職が保釈請求をしようとしたところ、依頼人の家族から、親族からの借入れによって200万円程度であれば用意できそうである旨の連絡があった。もし依頼人の家族らによって保釈保証金の準備ができれば、保証料の支払や保証書発行の手続のために時間をかけて保釈保証書発行事業を利用する必要はないため、当職は、通常の保釈請求を行うことにした（なお、保証書による代納は、裁判官の許可が必要であるため、保証書を利用する場合には保釈請求時に保証書による代納許可を併せて請求することになる）。

そして、保釈請求の翌日、保釈保証金を150万円とする保釈決定が出た。

その決定を受け、当職が決定内容を依頼人の家族に報告したところ、依頼人の家族から、依頼人と話をした結果、事情が変わり、予定していた親族からの借入れはやめることになり、親族からの借入れができない以上、保釈保証金の150万円も用意できないとのことであった。

(3) 代納許可申請と代納許可決定

当職は、依頼人にも意向を確認した上で改めて保釈保証書による代納許可を裁判官に求めることとし、保釈保証金の納付方法について変更許可申請を行った。

すると当日、裁判官から連絡が入り、保釈保証金を現金納付できなくなった理由について尋ねられた。

当職が依頼人の家族から聞いた事情を話し、事情が変更したことを説明したところ、裁判官から、「全額を保証書に変えることはできないので保釈保証金の2割程度を現金で納付してほしい」旨、告げられた。これに対して当職は、依頼人の家族は保証書発行のために保証料と自己負担金を支出することになっており、それに加えて保釈保証金の2割に当たる現金30万円を用意することはできないことを説明し、もし仮に現金納付が必要であるとしてもその金額を下げてもらいたいことを伝えた。

その後、裁判官から再び連絡が入り、依頼人やその家族の収入、家賃の額、預貯金の有無・額、及び借金額等について確認を求められたので、依頼人の家族に問い合わせ、それらを裁判官に回答した。また、その際、当職は、本件が即決裁判事案でもあることや既に保釈決定が出ていること等から、そもそも逃亡すると疑うに足る相当な理由がないことを確認するとともに、たとえそれが認められるにしても、依頼人やその家族の資力を考慮すれば、低額の保釈保証金によっても逃亡の防止は十分に担保でき、それは保証書による代納であっても変わらないこと等も伝えた上で、粘り強く裁判官と交渉をした。

その結果、「保釈金額150万円のうち140万円については、全国弁護士協同組合連合会理事長名義の保証書をもって代えることを許可する」旨の決定を得ることができた。

(4) 代納許可決定後の手続

代納許可の決定を受けた当日、東弁協に「保釈保証委託契約申込書」を提出したところ、東弁協から申込みを受け付けた旨のメールが届いたので、保証料と自己負担金である16万8000円を指定された振込口座に送金した。

その後、全弁協から保証書等を交付する旨のメールが届いたので、東弁協において保証書等を受領し、そのまま東京地裁の出納課に出向き、保証書と保証金の納付手続を行った。そして、その数時間後に依頼人は保釈された。

(5) 公判期日

本件は即決裁判手続による審理がなされ、依頼人に対しては、即日、執行猶予付きの判決が言い渡された。

なお、期日前に書記官から、保証書を全弁協に返還するための郵券付封筒もしくはレターパックを持参されたいとの連絡があったので、切手を貼った封筒を期日に持参し、期日終了後に書記官にそれを手渡した。

そして、期日から1週間後、弁護人の預り金口座に自己負担金の返金があったので、それを保証委託者となった依頼人の家族に返金して、手続を終了した。

本件において、保証委託者となった依頼人の家族らは、合計26万8000円の現金を用意する必要があったものの、彼らの最終的な負担額は2万8000円であった。

4 最後に

本件では、通常の保釈請求をして、保釈許可決定が出た後に、保証書を利用する方針が変わったため、イレギュラーな流れを辿ることになった。

また、本件では最終的に保釈保証金の一部について現金納付が必要とされる結果となってしまったが、事案の性質を考えると保釈保証金の全額について保証書による代納が認められてもよかったのではないかという疑問も残るところである。

とはいえ、保釈保証書発行事業は、保証料が定額であるため審理が長期に及んでも保証料が増額されない等、メリットも大きい。

したがって、経済的理由による「人質司法」という現状を改善するために、今後も保釈保証書発行事業を積極的に利用していきたい。

なお、手続の流れについては、上記全弁協のホームページにわかりやすく図示されているので、そちらも参照されたい。